

資料2

令和6年11月

人権施策に関する附属機関の再編について（案）

1 現状

人権施策に関する2つの会議体があり、①所掌事務の一部（啓発事業など）、②委員・推薦団体（人権・福祉・教育関係）が重複。

名称	人権啓発施策審議会	人権文化センター運営委員会
所掌事務	次の事項について、町長の諮問に応じて調査審議 ・人権意識の高揚・啓発、人権侵害の防止、差別又は助長行為の防止 ・男女共同参画に関する苦情等の申出 次の事項について、町長に意見具申 ・男女共同参画に関する基本計画の策定	次の事項について審議し、町長に意見具申 ・人権文化センターの運営
開催状況	年1～3回程度 ・案件：男女共同参画社会をめざす計画など	年1回程度 ・案件：人権文化センター事業（啓発・相談、地域交流、貸館事業）に係る各年度の方針など
委員構成 (R6.11)	・委員定数 20人以内（2年任期／現任期：R7.8又はR7.9まで） ・現委員数 13人（学識経験者、関係機関・団体から推薦） ・必要に応じ臨時委員、部会の設置が可能（近年実績なし）	・委員定数 10人以内（2年任期／現任期：R7.6まで） ・現委員数 5人（関係機関・団体から推薦）

2 今後

2つの会議体の機能を集約し、次のとおり再編する。

名称	人権啓発施策審議会
所掌事務	次の事項について、町長の諮問に応じて調査審議 ・人権意識の高揚・啓発、人権侵害の防止、差別又は助長行為の防止 ・男女共同参画に関する苦情等の申出 次の事項について審議し、町長に意見具申 ・人権文化センターの運営 ・男女共同参画に関する基本計画の策定
委員構成	委員定数 15人以内を想定
再編時期	令和7年10月頃（現委員の任期満了後）を想定